

議員提出議案第 5 号

冤罪などを生まないための検察不祥事の徹底検証を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 立川市議会議員 山本 みちよ
浅川 修一
瀬 順弘
稲橋 ゆみ子

理由

上記の議案を別紙のとおり、立川市議会会議規則（昭和 51 年 6 月 30 日
議会規則第 1 号）第 13 条第 1 項の規定により提出します。

冤罪などを生まないための検察不祥事の徹底検証を求める意見書

「公益の代表者」（検察庁法）であるべき検察に対して、強い不信の目が向けられる不祥事が相次いで明らかになっています。福井女子中学生殺人事件（1986年）で、検察は無罪を示す証拠を知らず隠して有罪に持ち込み、再審開始決定にも異議を申し立てました。再審無罪判決では、検察官が証拠を明らかにしていれば、初めから無罪の可能性があったとして、検察官の行為を「罪深い不正」と断罪しました。また、強盗殺人犯として死刑囚となった袴田巖さんの冤罪を晴らした再審判決では、捜査機関の証拠ねつ造を認定し、検察官調書もねつ造だとしました。検察は上告を断念し無罪を確定させましたが、検事総長談話を出し、判決には「重大な事実誤認がある」「到底承服できない」などとしています。そして、大阪地検トップだった北川健太郎元検事正が2018年、部下の女性検事に暴行を加え、準強制性交罪で起訴されている事件では、検察内の二次加害を組織の問題だと訴えてきた被害者の女性検事が辞表を提出し、「検察庁は二次加害に対し、必要な調査、捜査をせず、身内の犯罪を隠蔽した。今後、同じ過ちを繰り返し、新たな被害者を生み出す」と告発しました。

検察は起訴権限を持つ唯一の組織です。証拠の隠蔽や捏造、身内の不正・犯罪の隠蔽など、絶対に許されません。今後、冤罪などを生まないために、問題となっている不祥事について、第三者機関による徹底検証を行い、必要な改善をはかるべきです。

よって、立川市議会は、冤罪などを生まないために中立的・第三者的な視点による検察不祥事の徹底検証を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年5月28日

立川市議会

議長 福島正美